

厚生労働省発職 0318 第9号

令和4年3月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

- 1 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正 (略)
- 2 中途採用等支援助成金制度の改正 (略)
- 3 両立支援等助成金制度の改正 (略)
- 4 キャリアアップ助成金制度の改正 (略)
- 5 人材開発支援助成金制度の改正

(一) 特定訓練の助成要件に、労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画において、その雇用する被保険者に対する定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を定めていることを加えるとともに、特定訓練について、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を通じた被保険者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する措置を導入した事業主に対する助成率を引き上げる取扱いを廃止すること。

- (二) グローバル人材育成訓練に対する助成を廃止すること。
- (三) 特定分野認定実習併用職業訓練に対する助成を廃止すること。
- (四) 事業主が実施する認定実習併用職業訓練（座学等を除く。）の助成額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のとおり定めるものとする。合の区分に応じ、それぞれ次のとおり定めるものとする。

 - (1) 中小企業事業主の場合 雇用型訓練対象者一人につき、二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十五万円）
 - (2) (1)以外の事業主の場合 雇用型訓練対象者一人につき、十一万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十四万円）
 - (五) 有給教育訓練休暇制度及び長期教育訓練休暇制度に係る助成の対象労働者に有期契約労働者等を追加するとともに、教育訓練短時間勤務制度を創設し、(1)に該当する事業主に対して、(2)に掲げる額を支給するものとする。

 - (1) 次のいずれにも該当する事業主であること。
 - イ その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるとこ

るにより、当該被保険者の所定労働時間の短縮による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置を新たに行った事業主であること。

ロ イの措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

ハ 事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づきイの措置に係る計画の作成及び周知をしたものであること。

(2) 二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）

(六) 中小企業等担い手育成訓練に対する助成を廃止すること。

(七) 事業主が実施する有期実習型訓練（座学等を除く。）の助成額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のとおり定めるものとする。

(1) 中小企業事業主の場合 対象者一人につき十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十三万円）

(2) (1)以外の事業主の場合 対象者一人につき九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）

6 通年雇用助成金制度の改正 (略)

7 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

特定被災区域内の事業主等を対象とする災害復旧に要する経費に対する補助率を引き上げる暫定措置を廃止すること。

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正 (略)

第二 その他

一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。

二 この省令に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。